（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

三　前年度中に当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の資格を取得した者の数　当該組合員又は加入者の資格を取得した者の男女別及び年齢別

四　前年度中に当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の資格を喪失した者の数　当該組合員又は加入者の資格を喪失した者の男女別、年齢別及び組合員又は加入者の資格の喪失事由別

五　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する退職を支給事由とする年金たる給付の年金たる給付の区分ごとの受給権者の数　当該受給権者の男女別及び年齢別

六　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する退職を支給事由とする年金たる給付の年金たる給付の区分ごとの受給権者の組合員又は加入者であつた期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限り、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者である場合には二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）の平均月数　当該受給権者の男女別及び年齢別

七　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する障害を支給事由とする年金たる給付（障害の程度が令別表に定める一級若しくは二級に該当する者又は旧厚生年金保険法別表第一に定める一級若しくは二級に該当する者に支給されるものに限る。）の年金たる給付の区分ごとの受給権者の数　当該受給権者の男女別、年齢別及び障害の程度別

八　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する退職共済年金の受給権者の数及び障害共済年金の受給権者の数　当該受給権者の男女別、年齢別及び受給権者の配偶者であつて主として当該受給権者の収入により生計を維持するもののうち加給年金額の計算の基礎となるもの（次号において「加給年金対象被扶養配偶者」という。）の有無別

九　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する退職共済年金の受給権者の加給年金対象被扶養配偶者の平均年齢及び障害共済年金の受給権者の加給年金対象被扶養配偶者の平均年齢　当該受給権者の男女別及び年齢別

十　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する死亡を支給事由とする年金たる給付（死亡した組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であつた者の遺族である子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者に限る。以下この号から第十三号までにおいて同じ。）と生計を同じくする配偶者又は子に支給されるものに限る。次号において同じ。）の年金たる給付の区分ごとの受給権者（配偶者及び子であるときは当該配偶者に、複数の子であるときはそのうちの末子に限る。）の数　当該受給権者の年齢別及び当該死亡した組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であつた者との続柄別

十一　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等が支給する死亡を支給事由とする年金たる給付の年金たる給付の区分ごとの加算額対象者の数　当該加算額対象者（複数の子であるときはそのうちの末子に限る。）の年齢別及び出生順の別